
書 評・紹 介

工藤弘安 著

『入門 統計学—官庁統計の作成と利用—』

全国統計協会連合会, 1997年4月刊, 176pp.

官庁統計は、行政機関はもちろんのこと、企業や個人の利用者も多く、ある種の公共財として提供されるようになってきている。本書は、著者の30年余の官庁統計作成者としての経験と、退官後、大学で官庁統計を利用し、教育と研究に携わるという、2つの立場をふまえて書かれたものである。

第1章「序説」では、まず、統計学の有用性・必要性を述べている。情報の氾濫している現代社会で意志決定し行動するには、政府・企業・個人とも情報の収集と有用な情報の選別のノウハウが必要で、統計学はそれを教えてくれ、その活用は現代人の知恵である。

第2章「行政における統計利用」では、行政上の統計の役割について述べている。現代国家の形成以前では、統計の役割は特定の利用目的や利用者への情報の提供であったが、現代では統計が各種の法令、行政手段、行政手続きの中に組み込まれ、統計なくしては行政がはたらかない場合も多いことを、法令とともに実例をあげて示している。

第3章「官庁統計の基礎概念」では、統計の基礎的な概念について述べている。統計の概念は行政と統計の関わり合いの消長に応じて変化し、統計学の進歩が行政概念としての統計概念に大きな影響を与えたという点をふまえ、統計集団の概念、統計の基本的性質や統計調査・統計分類の概念等基本的なことについて述べている。

第4章「統計制度と統計政策」では、章のタイトルと同じであるが、統計の制度と統計政策について述べている。統計制度は①統計機構または統計組織、②統計法規、③統計基準の3つから考察され、これらに関する各節は現時点にあわせた記述で、執筆の力点もここに置かれているようである。また、プライバシーの保護と秘匿性の保障については、「秘密が法律により保護されるからプライバシーの侵害の危険はないという考え方や、秘密が法律によって保護されている以上、どんなプライバシーにわたる事項でも調査してもよいという考え方が生じやすい。」プライバシーの概念は「自己に関する情報をみずからコントロールする個人の権利」であり、秘匿性とは「データが収集された後でのその利用あるいは開示の条件に関わる概念」で、収集されたデータの取り扱いの問題で、両者は異なる概念である。

第5章「統計作成過程と統計調査」では、必要な統計データを得るために吟味すべきこと等を述べている。複数の異なる統計記録システムのデータ・リンケージ、結果表の役割、統計作成の企画段階での結果表の提示、統計調査の調査票、誤差について述べている。

第6章「統計の加工分析」では、統計を利用する場合や、統計を加工分析して使う場合の留意点を述べている。

以上のように、本書には直接役立つ基本的な事項について書かれているばかりではなく、読了後は統計の原点に立ち返る作業の必要性を痛感する。一読をお薦めしたい。 (山本千鶴子)